

若手研究者の自発的な研究活動の実施について

文部科学省の制度改善に伴い、令和2年度から、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、科研費を含む競争的資金においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下、「自発的な研究活動等」という）に充当することが可能になりました。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm

本大学においては今回の制度改善に基づき、科研費を含む競争的研究費で雇用される若手研究者（研究教員（助教）・専門研究員・研究員）について、所定の手続きを経て、自発的な研究活動等を認めることとします。なお、本制度の対象となる若手研究者の年齢等の条件は、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（2020年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）・2020年12月18日改正」に定められた条件を基本としつつ、各競争的研究費制度の特性によって異なる場合があります。詳細は各競争的研究費制度の要項等をご確認ください。

手続きについて

（1）申請

- ・若手研究者が自発的な研究活動等を希望する場合は、若手研究者を受け入れる受入教員が「若手研究者の自発的な研究活動等承認申請書」を提出し、研究部事務部長の承認を得てください。

（2）変更

- ・自発的な研究活動の活動内容、期間等に変更が生じた場合は受入教員が「若手研究者の自発的な研究活動等変更承認申請書」を提出し、研究部事務部長の承認を得てください。

（3）報告

- ・自発的な研究活動等における活動期間中の毎年度終了時、及び活動期間終了時には、受入教員が「自発的な研究活動等活動報告書」を提出する必要があります。
- ・時間単位や日管理で勤務管理されている場合、勤務表とは別に業務への従事率を管理する「管理表」を毎年度末および活動期間の終了時に提出して頂く必要があります。「管理表」の提出については、リサーチオフィスより受入教員にご連絡します。

提出方法について

(1) 申請、(2) 変更の手続きは、SmartDB から行います。

(3) 報告の手続については、リサーチオフィス担当者から受入教員宛にメールにてご連絡いたします。

「若手研究者の自発的な研究活動等承認申請書」提出 URL

<https://sdb.ritsumei.ac.jp/hibiki/BRDDocument.do?func=insert&binderId=10714>

*変更承認申請書のための URL は、申請書の提出手続き後にメールにて案内します。

*提出方法の詳細（ユーザーマニュアル）については、研究部 HP（科研費ページ）を参照してください。

<http://www.ritsumei.ac.jp/research/member/kakenhi/oubo/index.html/>

参考

若手研究者が他の外部資金等に応募する場合、若手研究者の自発的な研究活動等の申請手続きは他の外部資金の採択後にかまいません。ただし、他の研究資金に応募する前に、自発的な研究活動等を実施することについて、研究代表者等に相談し、了承を得ておいてください。

*申請にあたっては、受入教員からの承認が必要となります。提出方法の詳細（ユーザーマニュアル）については、研究部 HP（科研費ページ、同上）を参照してください。

*科研費の応募資格については、「科研費応募資格表」を参照してください。

<https://secure.ritsumei.ac.jp/students/research/member/file/004/060/060-p05.pdf?version=>